

移住・子育て住まい支援補助金交付事業（最新版）

【改正要点】

① 移住世帯

平成28年4月1日以後に取得した新築物件及び中古物件とも、補助対象となります。

特例として、市内のアパートなどに移住し、このアパートなどに引っ越してから1年以内に新築物件若しくは中古物件を取得し、当該物件に3ヶ月以上居住している世帯も移住世帯とみなすこととしました。

基礎額は、新築物件の場合、80万円又は新築物件の購入費（無償譲渡とみられるものは除きます。）の1/10のうち、低い額の方となり、中古物件の場合、50万円又は中古物件の取得費用の1/10のうち、低い額の方となります。

② 子育て世帯（18歳以下の子供1人以上で該当することとなります。）

平成29年4月1日以後に購入した中古物件が、補助対象となります。

ただし、中古物件購入した後、未使用又は貸したりしないまま1年以内（平成29年4月1日以降）に建替えた場合も中古物件を購入したものとして取り扱います。

この場合、基礎額は、20万円又は中古物件の取得費用の1/10のうち、低い額の方となります。

【補助金算定】

基礎額＋加算額の合計が、補助金の額となりますが、上限は100万円となります。

【基礎額】

補助対象の区分	基礎額
移住世帯であって、新築物件を取得したとき	80万円
移住世帯であって、中古物件を取得したとき	50万円
子育て世帯であって、中古物件を取得したとき	20万円

【加算額】

18歳以下の子供1人（建物を購入した時点で、妊娠していた又は妊娠していたと推定されるときは、その胎児又は胎児であった者も含みます。）につき10万円

空家バンクに登録された建物を購入したとき 20万円